

かつしか便り

区からのお知らせ・講座など



凡例

- 日時
- 会場
- 対象
- 申込方法
- 申込先
- 講師
- 費用
- 持ち物

このマークのあるものは、パソコン・スマートフォンからは申請できません。

「全〇回」とある講座は、全ての日程に参加してください。費用の記載がない事業は無料です。多数抽選の記載がある事業は、定員を超えた場合抽選します。ハガキ、ファクスによる申し込みは原則1人1枚です。詳しくは区ホームページをご覧ください。

お知らせ

4月1日から区の組織の一部が変わりました

区政に対する新たな課題に対応するため、次のとおり組織改正を行いました。

健康部に次長を設置

健康部の機能強化を図ります。

子育て支援部に児童相談所開設準備担当部長、児童相談所運営準備担当課長および一時保護所運営準備担当課長を設置

児童相談所開設に向けた準備を進めていきます。

教育委員会事務局に

学校環境整備担当課長を設置

より良い学校環境の構築のため、学校の適正規模を検討していきます。

教育委員会事務局に

学校教育推進担当課長を設置

教育の情報化と水泳指導の充実を推進していきます。

【担当課】 政策企画課

☎03-5654-8185

男女平等推進審議会委員を募集します

男女平等社会の推進についてご意見を伺います。

【対象】 区内在住で、月～金曜日のうち、昼間2時間程度の会議に出席できる方4人

【報酬】 7,000円(1回当たり)

【任期】 令和4年7月から2年間(活動は年2回程度)

【申込方法】 所定の申込書と論文「葛飾区で男女平等・男女共同参画を推進するために重要だと考えていること」(1,200字程度・指定様式)を、4月20日(水) (必着)までに持参か郵送。申込書は、区ホームページからも取り出せます。ご希望の方には申込書を郵送します。

【選考方法】 書類選考の上、5月25日(水) (予定)に面接。

【申込書配布・申し込み・担当課】 〒124-0012立石5-27-1 ウィメンズパル内人権推進課

☎03-5698-2211

子育て支援員研修(地域保育コース)受講者募集

保育や子育て支援分野の各事業に従事する際に必要な知識や技術などを習得します。

募集人員や内容など、詳しくは募集要項または東京都福祉保健財団ホームページ(<https://www.fukushi-zaidan.jp/111kosodatechien>)をご覧ください。

【対象】 都内在住・在勤で、子育て支援員として就業を検討している方

【申込方法】 所定の申込書を、4月15日(金) (必着)までに郵送(多数抽選)。

【募集要項・申込書配布場所】

子育て支援課(区役所4階401番)

東京都福祉保健財団ホームページからも取り出せます。

【申し込み・問い合わせ】

〒163-0718新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル18階(公財)東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室子育て支援員担当 ☎03-3344-8533

【担当課】 子育て支援課

自立訓練事業所の利用者募集

高次脳機能障害がある方を対象とした生活訓練・機能訓練

日常生活の自立をめざした訓練を行います。

【日時】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)のうち週2～5日 午前10時～午後3時

【対象】 区内在住18～64歳の高次脳機能障害の診断を受けた方で、精神障害者保健福祉手帳または身体障害者手帳をお持ちの方

身体障害がある方を対象とした機能訓練

身体機能の向上に向けた機能訓練を行います。

【日時】 月～木曜日(祝日・年末年始を除く)のうち週2～4日

午前10時～正午、午後1～3時

【対象】 区内在住18～64歳の身体障害者手帳をお持ちの方

いずれも

【期間】 1年間(必要に応じて延長可)

【費用】

世帯収入に応じて利用料を決定します(非課税世帯は無料)。

【その他】

停留所方式によるバス送迎あり。

【申込方法】 4月7日(休)午前9時～5月2日(月)午後5時に電話で。利用は後日、見学体験の上で決定します。

【会場・申し込み・担当課】

自立訓練事業所(堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内)

☎03-5698-1336

製菓衛生師試験の願書を配布しています

申込方法など、詳しくは東京都福祉保健局ホームページ(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/>)をご覧ください。

【試験日】 6月4日(出)

【願書配布場所】

健康プラザかつしか(青戸4-15-14)、保健センター(11面上欄参照)

【願書受付期限】

5月2日(月) (消印有効)

【問い合わせ】

東京都福祉保健局健康安全課 ☎03-5320-4358

【担当課】 生活衛生課

家庭教育応援制度(前期)利用団体募集

家庭教育や子育てに関する学習会を保護者向けに開催する際に、所定の区分に応じて講師謝礼や保育士謝礼を区が補助します。

詳しくは募集案内や区ホームページをご覧ください。

【対象】

乳幼児や小・中学生の保護者団体、青少年育成団体、子どもの育成に関わる団体のうち、5月23日(月)～10月10日(月・祝)に学習会を開く団体 24団体程度

【補助上限額】

▷講師謝礼 30,000円

▷保育士謝礼 8,000円

【申請方法】 募集案内に同封の申請書に団体の会則と会員名簿を添えて、5月9日(月) (必着)までに持参か郵送(多数抽選)。

【募集案内配布・申請・担当課】 〒124-8555葛飾区役所地域教育課(区役所4階406番)

☎03-5654-8589

高齢の方や障害のある方へ紙おむつなどを支給します

紙おむつの支給

申請受付後、支給決定者に送付するパンフレットの中から、ご希望のおむつなどを選んで注文してください。

【対象】 区内在住で常時失禁状態にあり、次のいずれかに該当する方

- ①本人および同居する世帯全員の住民税が非課税で要介護度が2以上の方(40～64歳で特定疾病により認定を受けている方を含む)
- ②本人および同居する世帯全員の住民税が非課税の65歳以上で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方
- ③本人および同居する世帯全員の住民税が非課税の65歳以上で、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方
- ④3～64歳で身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方(所得制限あり)
- ⑤3～64歳で脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方(所得制限あり)

紙おむつ使用料の一部補助

【対象】 紙おむつの支給対象者で、入院などにより区が支給する紙おむつを使用できない方(要介護度により補助額が異なります)

4月はおむつ使用料の請求月のため、現在補助を受けている方は、4月20日(水)までに請求してください。

いずれも

申請月分から支給または補助します。さかのぼって適用することはできません。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【申請方法】

所定の申請書を持参か郵送。

④・⑤に該当する方で持参の場合は、身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑をお持ちください。

【申請書配布・申請・担当課】

①～③に該当する方

〒124-8555葛飾区役所高齢者支援課(区役所2階201番) ☎03-5654-8259

④～⑤に該当する方

〒124-8555葛飾区役所障害福祉課(区役所2階201番) ☎03-5654-8301

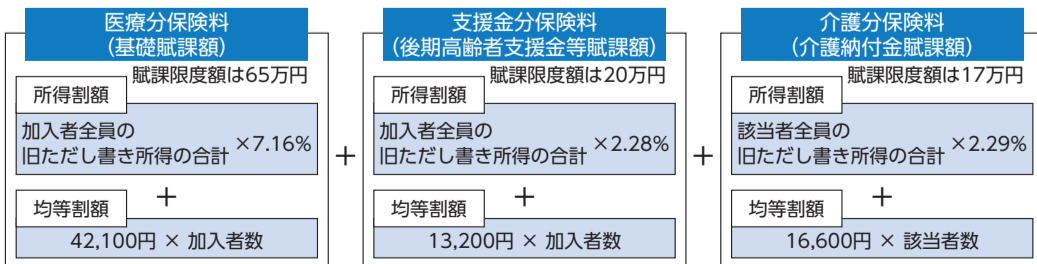
令和4年度国民健康保険料の算定基準が決まりました

令和3年中の総所得金額および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計額から、基礎控除額43万円を差し引いた金額(旧ただし書き所得)をもとに計算します。

令和4年度の決定通知書兼納入通知書などは、6月15日(水)発送予定です。

【担当課】 国保年金課 ☎03-5654-8210

あなたの世帯の年間保険料



※介護分保険料は40～64歳の国保加入者(介護保険第2号被保険者)が対象です。
※前年の総所得金額等が一定基準以下の世帯は、均等割額から7.5・2割を軽減して計算します。
均等割額の軽減判定をするためには、住民税の申告が必要です。

令和4年2月の国民健康保険料を特別徴収(年金天引き)で納めた方へ

令和4年4・6月の特別徴収(年金天引き)は、令和4年2月の特別徴収額と同額を仮徴収します。

8月から令和5年2月までの特別徴収は、年間保険料額(毎年6月中旬に通知)から4・6月で仮徴収した金額を引いた残額となります。

口座振替に切り替えることもできます。手続きなど詳しくはお問い合わせください。

なお、世帯主の方が令和4年度中に75歳になる場合は、口座振替や納付書(普通徴収)による支払いに切り替わります。